

## 京都市産業廃棄物処理指導指針の主な変更について

変更箇所	変更内容
P 2, 第 2 産業廃棄物に係る課題 1 「排出抑制・リサイクルの更なる推進」(1)	前回会議における「バーゼル法の改正についての情報を盛り込むべき」との御意見を踏まえ、「バーゼル条約の附属書改正及び改正バーゼル法・省令の施行」を追加した。
P 3, 第 3 新たな指針の策定	前回会議での御意見を踏まえ、「産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が融合して 3R の取組を行えるように支援する」に変更した。
P 4, 第 4 基本的考え方	SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の概要を追記した。
P 5～P 10, 第 5 処理指導の方向性	各指針に、対応する SDGs のマークを追記した。
P 5, 指針 1 の 2 「国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進」	前回会議における「バーゼル法の改正についての情報を盛り込むべき」との御意見を踏まえ、「令和元年のバーゼル条約の附属書改正及び令和 3 年の改正バーゼル法・省令の施行」を追加した。
P 10, 第 6 その他 1 「本市の取組に対する点検・意見聴取」	会議名を「京都市産業廃棄物資源循環推進会議」に変更した。